

宮崎県人会世界大会に係る 広報等関連業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の目的

令和5年10月27日から29日に本県で開催する宮崎県人会世界大会に向けて、宮崎県人会世界大会実行委員会（以下「委員会」という。）が行う以下の広報等関連業務を支援することを目的とする。

(1) 以下の業務

- ① 世界大会開催の周知
- ② 県民の参画機会創出及び国際理解の向上（機運醸成）

なお、これらの取組等により、以下の「世界大会開催により期待される効果・レガシー」の獲得又は獲得につなげていくことを目指すものとする。

＜大会開催により期待される効果・レガシー＞

- ・ 県人たちの絆を深め、ふるさと宮崎への想いを共有
- ・ 「日本のひなた」宮崎の魅力を再発見し、世界へ発信
- ・ 県との連携強化や世代間交流等による県人会の活性化

2 業務名

宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務

3 業務の内容

宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

5 契約限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約予定価格を示すものではない。

※ 上記金額は、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

6 支払

業務完了後の精算払いとする。

7 事務を担当する部局

宮崎県人会世界大会実行委員会事務局

(宮崎県商工観光労働部 国際・経済交流課内 (国際交流担当))

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-44-2623

FAX 0985-26-7327

メール kenjinkai-sekai@pref.miyazaki.lg.jp

8 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者は、次の(1)の要件を満たし、かつ、(2)~(7)のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93条)第2条に規定する入札参加資格を有する者で営業種目が「広告・宣伝」の者、又はこの委託業務と同種、同規模程度以上の業務の実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 県税に未納がない者。
- (7) 地方税(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

9 企画提案競技実施の公示方法

企画提案競技の方法は、県庁ホームページにおいて告知するとともに本要領及び「宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務委託仕様書」を掲載する。

10 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和5年4月12日(水) |
| (2) 事前説明会 | 令和5年4月17日(月) |
| (3) 質問受付締切 | 令和5年4月24日(月) 午後5時必着 |
| (4) 参加申込締切 | 令和5年4月26日(水) 午後5時必着 |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和5年5月2日(火) 午後5時必着 |
| (6) プレゼンテーション・審査会 | 令和5年5月8日(月) |
| (7) 審査結果通知 | 令和5年5月上旬予定 |

11 事前説明会の開催

- (1) 日 時：令和5年4月17日(月) 午前11時から
- (2) 場 所：県庁8号館4階 第一会議室
- (3) 参加申込：参加を希望する場合は、説明会参加申込書(様式第1号)により、FAX、電子メール又は持参にて、**4月14日(金)午後5時**までに委員会事務局に提出すること。なお、FAXの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
- (4) その他：事前説明会への参加は企画提案競技の参加資格とは一切関係なく、審査にも影響しない。

12 質問及び回答

- (1) 質問
本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式第2号)を本要領7の担当部局へFAX又は電子メール(PDF形式)にて提出すること。なお、FAXの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
件名は「宮崎県人会世界大会広報等関連業務委託企画提案競技に係る質問」とする。
提出期限は**令和5年4月24日(月)午後5時まで(必着)**とする。
- (2) 回答
質問者に対して質問受付日より原則2日以内に回答するものとする。また、軽微なものを除き、質問に関する回答は一括してとりまとめの上、企画提案競技参加者全員に電子メールにて連絡する(質問者名は公表しない。)

13 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領7の担当部局
- (2) 提出期限 **令和5年4月26日(水)午後5時まで(必着)**
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。
- (4) 提出書類
企画提案競技参加申込書(様式第3号)

14 企画書等提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案競技参加申請書（様式第4号）
- ② （代理人を選定した場合）委任状（様式第5号）
- ③ 会社概要（様式第6号）
- ④ 企画提案書
- ⑤ 見積書及び見積明細書
ア 各業務の積算内容が分かるように記載すること。
イ 見積書は任意様式とし、宛名は「宮崎県人会世界大会実行委員会 会長 河野俊嗣」とすること。
- ⑥ 業務実績（過去5年以内の地方公共団体等との契約実績又はこの委託業務と同種・同規模以上の契約実績（契約相手、事業内容、契約金額がわかるもの））
- ⑦ 誓約書（様式第7号）

(2) 提出部数

- ①～③及び⑦は各1部
- ④～⑥は各8部（正本1部・副本7部）

15 企画提案書等の提出方法

企画提案書等は本要領7の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。
提出期限は令和5年5月2日（火）午後5時まで必着とする。

16 審査について

企画提案書及び提案者からのプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について、次のとおり最も優れた提案を選定する。

- (1) 日程：令和5年5月8日（月） 午後1時30分から（予定）

※ 詳細な時間帯等は別途お知らせする。

※ 日程は、参加者の数等により変更する場合がある。

- (2) 場所：県庁8号館4階 第一会議室

(3) 説明時間等

- ① 説明時間：20分以内
- ② 質疑時間：20分以内

(4) 実施方法

- ① プレゼンテーションは、企画提案書の受付順とする。
- ② 参加者は、提出した企画提案書の内容について説明する。
- ③ 企画提案書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。
- ④ 審査基準は、「宮崎県人会世界大会に係る広報等関連業務委託企画提案競技審査基準」による。
- ⑤ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、業者決定後速やかに企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

17 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約手続きに要する費用は候補者が負担するものとする。
- (4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

18 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 参加申込書又は企画書に虚偽の記載をした者。
- (3) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者。
- (4) 見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者。
- (5) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

19 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、委員会から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については委員会と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、委員会会計規程及び宮崎県財務規則による。